

社会福祉法人向晴会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向晴会（以下「この法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等は、法人と委任関係にある役員等の職務執行に対して支払われるものである。

(理事会及び評議員会の報酬等の支給)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、その報酬等として、4,160円を支払うものとする。なお、同一日に開催された評議員会への出席及び同一日に法人の業務を行った場合にあっては、これを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、その報酬等として、4,160円を支払うものとする。なお、同一日に合わせて法人の業務を行った場合にあっては、これを支払わないものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第4条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その報酬として、4,160円を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その報酬として、4,160円を支払うことができる。

(監事の報酬等の支給)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、その報酬として、4,160円を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。なお、同一日に合わせて法人の業務を行った場合にあっては、これを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の監査等の業務にあたった場合は、その報酬として、4,160円を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、その報酬として、4,160円を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、その報酬として、4,160円を支払うものとする。なお、同一日に合わせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合にあっては、これを支払わないものとする。

(出張の旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、社会福祉法人向晴会賃金規程に準じて旅費を支払うものとする。

2 職務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給することができる。

(出張の日当)

第8条 日当の額は、旅行中の日数に応じ、半日当たり4,160円、一日当たり9,660円を支給するものとする。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。